



冬に備える

今年も残すところあと1か月となりました。本格的な冬の到来を前に注意点をまとめてお知らせします。

円滑な除雪作業にご協力をお願いします

路上駐車は絶対にしないでください

道路上や待避所内に駐車してあると除雪作業ができなくなります。

除雪作業の妨げになるものは片付けてください

道路にはみだした枝や植木、看板、乗り入れ用の鉄板などの撤去をお願いします。

危険箇所には目印をしてください

道路沿いにある塀や垣根などを誤って壊さないよう目印の設置をお願いします。

除雪の手直しは各家庭でお願いします

除雪作業で玄関や車庫などの出入り口が雪でふさがることがあります。その場合の手直しは、お手数でも各家庭でお願いします。

道路に雪を捨てないで

道路は人や車が通るところです。雪を捨てると交通事故の原因になります。

除雪車に注意してください

除雪作業は、夜間や早朝に、また吹雪や降雪時に行うことが多く、見通しも悪いため危険ですので、除雪車に近づかないようにしてください。特に自動車などを運転する際には十分注意し、除雪車に道を譲ってくださるようお願いいたします。

ご意見・ご要望は区長(総代)さんを通してください

除雪作業に対するご意見やご要望は、必ず区長(総代)さんを通してください。市からの回答もすべて区長(総代)さんに連絡します。

公共の雪捨て場 (村上地区)
12月15日～平成26年3月31日

駐車禁止のお知らせ (荒川地区)
平成26年1月1日～2月28日



- 問い合わせ 都市整備課管理室 ☎53-2111 (内線516～518)
- 各支所産業建設課建設管理室
- 荒川支所 ☎62-3101 (内線138)
- 神林支所 ☎66-6111 (内線134)
- 朝日支所 ☎72-0111 (内線162)
- 山北支所 ☎77-3111 (内線333)



除雪車の出動基準

【道路(車道)】

雪の降り始めから、おおむね10cmの降雪量を目安に実施します。

積雪後は、道路状況の把握に努め、吹きだまりや交通障害の有無を捉えながら作業を行います。

【歩道】

歩道上の積雪が20cmを上回っている場合を目安に実施します。

安全作業を心掛けましょう

●問い合わせ 消防本部 ☎53-0119

近年、家の周りの除雪作業中や屋根の雪下ろしでの事故が増えています。このような事故を防止するため、次の点を守って、安全な作業を心掛けましょう。

【事故防止のための注意点】

- 屋根の雪下ろし作業は、必ず2人以上で行いましょう
- 作業中に疲れたら、無理をせずに休憩を取りましょう
- 高い位置での作業を行う場合は、必ずヘルメットをかぶりましょう
- 除雪機に雪が詰まった場合は、必ずエンジンを切ってから詰まった雪を取り除きましょう



車両の運転は慎重に

●問い合わせ 市民課生活人権室 ☎53-2111
(内線286)

または各支所市民生活課市民生活室

冬になると、積雪や降雪、路面の凍結などの影響でスリップや追突などの事故が多く発生します。

冬道の走行では、少しの操作ミスが重大な事故につながります。スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの装着はもちろん、スピードを落とし、車間距離をとって慎重な運転を心掛けましょう。

また、万一のために車外で作業できるよう防寒着を準備するなど、運転する状況に応じて十分な備えをしておきましょう。

■高速道路での車両運転

冬の期間、高速道路は積雪や路面の凍結などにより、路面状況が悪化します。

高速道路での事故は、一般の道路よりも重大な事故につながる恐れがありますので、車間距離を十分にとって、スピードを控え、安全運転を心掛けましょう。

【冬道の特徴】

- スリップしやすく、停止距離も長くなります
- 視界が悪くなります
- センターラインや道路標識が見えにくくなります

〈安全に運転するためのコツ〉

- 安全な速度で走行しましょう
- 車間距離を十分にとりましょう
- 急ブレーキ、急発進など「急」のつく運転をしない
- ポンピングブレーキを使いましょう
- 前方が見えにくい時は、左によって一時待機しましょう

※このほかにもバッテリーの点検や早めの給油などが考えられます



水道管の凍結を防ぐ

●問い合わせ 水道局管理業務室 ☎66-6190
村上水道事務所上下水道室

☎53-3340

各支所産業建設課建設管理室

荒川支所 ☎62-5273

朝日支所 ☎72-6884

山北支所 ☎77-3115

気温が下がり、冷え込むと水道管が凍結しやすくなります。凍結すると水が出なくなり、万が一破損した場合は修理に多額の費用が掛かりますので、ご注意ください。

【予防策】

- 夜、冷え込むことが予想される日は、寝る前に必ず蛇口から少し水を出しておきましょう
- 屋外に露出している水道管には、保温材などを巻いておきましょう

【破裂してしまったとき】

- メーターボックス内の止水栓を閉め、市指定の給水装置工事事業者または問い合わせ先まで連絡してください

油の取り扱いに注意

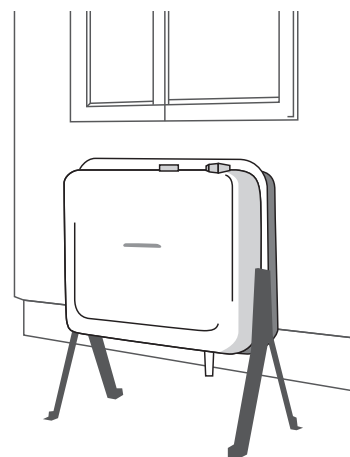
●問い合わせ 環境課生活環境室
☎53-2111 (内線272)

寒くなると暖房器具の使用などで油を扱う機会が多くなるとともに、油の流出事故も多くなります。

河川などへの油の流出は、火災や環境汚染につながるなど生活に悪影響を及ぼすことから、次のことを守り、油の扱いには十分注意するようにしましょう。

【ポイント】

- 給油中はその場を離れない
- 油タンクのバルブは完全に閉める
- 油タンク周辺の除雪作業などで屋外の配管が破損しないように注意する
- 油送パイプなどの操作ミスに注意する



屋根の雪下ろし費用の助成

一人暮らしの高齢者などで、屋根の雪下ろしにかかる費用の援助が必要な場合に、その費用の一部を助成します。

【対象者】 65歳以上の高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯で次の要件に全てあてはまる世帯

- 高齢や病弱のために自分で除雪作業ができない
- 親族などからの労力または金銭面で除雪の援助をしてくれる人がいない
- 世帯全員が平成25年度市民税非課税世帯あるいは均等割のみ課税されている世帯

【助成額】 1回につき、10,000円を限度とします(3回まで)

【その他】 必ず民生委員・児童委員を通して申請してください。

●問い合わせ・申し込み 村上市社会福祉協議会

- 村上支所 ☎53-2111 (内線125・126)
- 荒川支所 ☎50-5120
- 神林支所 ☎60-1888
- 朝日支所 ☎50-7118
- 山北支所 ☎77-3283



屋根の雪下ろしができる事業者やグループを募集します

一人暮らしの高齢者にとって雪下ろしは想像以上に大変な負担となります。

そこで、地域の皆さんのあたたかい協力を募り、事業者やグループを名簿にまとめて、高齢者からの雪下ろしに関する相談に活用しますので、皆さんの積極的な参加と協力をお願いします。なお、作成した名簿は、市ホームページで公開します。

【募集要件など】

- ・村上市および関川村内の団体に限りです
- ・雪下ろしの見積りと費用の説明が、高齢者に事前に説明できる事業者やグループなどに限りです
- ・申請のあったすべての事業者やグループなどを登録するとは限りません

【申請期間】

平成26年2月28日(金)まで

【申請方法】

市役所介護高齢課にある申請書に必要事項を記入して提出してください。

※申請書は、市ホームページ(介護高齢課で検索)からもダウンロードできます

●問い合わせ・申し込み

介護高齢課高齢福祉係 ☎53-2111 (内線367)

